



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 歳入の徴収の事務の委託（総務私学課）…………… 1
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課）…………… 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）…………… 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・4件（中部土木事務所）…………… 4

公安委員会事項

- 更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

告 示

沖縄県告示第168号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成31年 4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄県公文書館に設置する複写機の賃貸料に係る徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人沖縄県文化振興会
 - (2) 所在地 那覇市字小祿1831番地1（沖縄産業支援センター内）
- 3 委託期間 平成31年 4月1日から平成33年 3月31日まで

沖縄県告示第169号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成31年 4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 宮古島市、国頭村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村及び久米島町
- (2) 基本測量を実施した期間 平成30年 5月14日から平成31年 3月22日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施した期間 平成30年 5月14日から平成31年 3月22日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成31年4月16日から同年8月16日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。

平成31年4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村アワセ土地区画整理事業区域内4街区1番から212番、214番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 吉田昭夫
- 3 届出年月日 平成31年3月25日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 平成31年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成31年4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
 - (2) 商号名 株式会社大和設備興業
 - (3) 代表者名 宮城義和
 - (4) 所在地 沖縄市安慶田一丁目17番26号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第13585号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月5日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
 - (2) 商号名 有限会社宇地原工業
 - (3) 代表者名 宇地原秀男
 - (4) 所在地 八重瀬町字長毛227番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第10637号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月6日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成31年2月19日
 - (2) 商号名 株式会社マザーホーム
 - (3) 代表者名 新納義永
 - (4) 所在地 那覇市古波蔵4丁目7番5号

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第12715号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年2月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成31年2月27日
(2) 商号名 平工業
(3) 代表者名 宮平文則
(4) 所在地 うるま市喜仲一丁目8番42号コーポエメラルドⅢ303
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第11685号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年2月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成31年3月5日
(2) 商号名 株式会社丸高
(3) 代表者名 大西英彦
(4) 所在地 沖縄市高原二丁目3番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-28）第232号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年2月6日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成31年3月5日
(2) 商号名 有限会社三起産業
(3) 代表者名 樺山昭次郎
(4) 所在地 中城村字北浜325番地11
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第11492号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年2月8日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成31年3月5日
(2) 商号名 有限会社日向工業
(3) 代表者名 宜野座清徳
(4) 所在地 那覇市首里大名町1丁目346番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第6717号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成31年3月5日
(2) 商号名 株式会社玉新建設
(3) 代表者名 大城幸進
(4) 所在地 那覇市壺川2丁目13番15号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-27）第873号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成31年2月19日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 9(1) 処分をした年月日 平成31年3月5日
 (2) 商号名 共立創研株式会社
 (3) 代表者名 阿賀嶺哲
 (4) 所在地 豊見城市字饒波1141番地1
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11111号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成31年3月5日
 (2) 商号名 有限会社テレコムシステム
 (3) 代表者名 宮国秀信
 (4) 所在地 浦添市前田三丁目4番35号
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11260号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成31年2月22日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年9月19日 沖縄県指令土第643号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平徳栢原1321番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字屋宜原23番地116 宮平清子、八重瀬町字屋宜原23番地116 上原道子
- 5 検査済証番号 平成31年3月28日 第4552号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月16日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月13日 沖縄県指令中土第1079号、平成30年8月2日 沖縄県指令中土第2187号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇寺原530番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間925番地H e i mひだまり202号 新垣一樹
- 5 検査済証番号 平成31年2月20日 C第391号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月16日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年12月22日 沖縄県指令中土第2985号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字当間前原809番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字久場17番地12コーポ城司202号 桃原功、中城村字久場17番地12コーポ城司202号 桃原浩子
- 5 検査済証番号 平成31年3月5日 C第392号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月16日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年4月11日 沖縄県指令中土第1059号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇寺原532番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市愛知二丁目6番35-105号南海マンション 新垣勇作
- 5 検査済証番号 平成31年3月6日 C第393号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成31年4月16日

沖縄県中部土木事務所長 真 栄 里 嘉 孝

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年2月14日 沖縄県指令中土第3094号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字伊舎堂浜原295番及び306番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市赤道一丁目8番5号 沖縄綿久寝具株式会社 代表取締役 安里優
- 5 検査済証番号 平成31年3月8日 C第394号
- 6 工事完了年月日 平成31年2月18日

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第3号

更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月16日

沖縄県公安委員会

更新時講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

更新時講習の実施等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「種別」を「実施区分」に改める。

第5条の見出し中「区分」を「実施区分」に改め、同条中「区分する」を「区分して行うものとする」に改める。

第6条中「定める日前5年間」を「定める期間」に改め、「。以下同じ」を削り、「掲げる行為」の次に「（以下「違反行為等」という。）」を加え、同条第1号中「40日前の日」の次に「前5年間」を加え、同

条第2号中「受けた日」及び「、特定誕生日の40日前の日」の次に「前5年間」を加え、同条第3号中「海外旅行、災害その他政令第33条の6の2の各号」を「政令第33条の6の2各号」に改め、「6月」の次に「（当該やむを得ない理由のためその期間内に次の免許を受けなかった者にあつては、当該効力を失った日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月）」を加え、「法第92条第1項」を「、法第92条第1項」に改め、「40日前の日」の次に「前5年間及び同日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間」を加え、同条に次の2号を加える。

(4) 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。）で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日の翌日以後に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの 取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日前5年間及び特定誕生日の40日前の日から交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日の前日までの間

(5) 特定取消処分者で、取り消された免許に係る免許証を更新前の免許証とした場合における特定誕生日の40日前の日以前に再取得に係る適性試験を受け、その後、免許証の交付を受けたもの 交付を受けた免許証に係る適性試験を受けた日前5年間

第7条第1号中「定める日前5年間」を「定める期間」に、「違反行為又は政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為」を「違反行為等」に改め、「限る」の次に「。以下同じ」を加え、同条第2号中「申し出る者」を「申し出るもの」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 特別特定失効者として受けた免許に係る免許証の有効期間の更新を受けようとする者であつて、当該有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないもので、一般運転者講習の受講を申し出るもの

第8条中「区分に応じ」を「者で」に、「定める日前5年間」を「定める期間」に改め、「同じ。）」の次に「（第6条第3号の者を除く。）」を加え、「違反行為又は政令別表第4若しくは別表第5に掲げる行為」を「違反行為等」に、「前条及び次条の者」を「軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがない者」に改める。

第9条を次のように改める。

（初回更新者講習の対象者）

第9条 初回更新者講習の対象者とは、更新日等までに継続して免許（仮免許を除く。）を受けている期間が5年未満である者（第7条第3号の者を除く。）で、第6条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間又は特定失効者（第6条第3号及び第7条第2号の者を除く。）で、失効した免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の40日前の日前5年間において、違反行為等をしたことがないもの又は軽微違反行為1回のほか違反行為等をしたことがないものをいう。

第11条に後段として次のように加える。

この場合において、講習を実施するときは、第20条に規定する講習用教材を積極的に活用する等して講習効果が上がるよう努めるものとする。

第11条に次の1項を加える。

2 第14条に規定する特別学級を編成するときは、受講者の態様に応じた講習となるよう留意するものとする。

第12条第1項中「交通実態」を「県内の交通実態」に、「選定するなど」を「選定する等」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第17条中「運転免許証更新書」を「運転免許証更新申請書」に改める。

第18条第1項中「県細則第29条第8号に規定する更新時講習終了証明書」を「更新時講習終了証明書（県細則様式第35号）」に改め、同条第2項中「特定失効者」の次に「又は特定取消処分者」を加える。

附 則

この規則は、平成31年4月16日から施行する。

発行所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--	--